

学校法人小出学園寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人小出学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府堺市北区中百舌鳥町4丁60番地に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、私立専修学校教育を行い美容業界で活躍する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 小出美容専門学校 | 美容専門課程
美容高等課程 |
| (2) 小出美容専門学校大阪校 | 美容専門課程 |

第 3 章 役員および理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 理 事 | 9人 |
| (2) 監 事 | 2人 |
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 小出美容専門学校長 | |
| (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 | 2人 |
| (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 6人 |

- 2 前項第1号および第2号の理事は、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第7条 理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任あたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

- 第8条 この法人の役員のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人をこえて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係があるものを含む。）並びにこの法人の職員（校長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。
 - 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

- 第9条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

- 第10条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

- 第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校教育法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

- 第12条 役員に対して、勤務実態に即して別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

- 第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

- 第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

- 第15条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、その理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

- 第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会および評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の

業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府に報告し、または理事会および評議員会に報告すること

- (6) 前号の報告をするため必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理 事 会)

- 第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 - 9 前条 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集したこの場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、

理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。

- 1 1 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 1 2 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 1 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

- 第19条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、19人の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその会議

を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第20条 第18条第1項及び2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 予算及び事業計画
 - (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けとる財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - (4) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (8) 寄附金品の募集に関する事項
 - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(評議員会の意見具申等)

- 第22条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくは

はその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 2人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で 年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 8人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 9人
- 2 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1をこえて含まれることにはならない。
- 3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
 - 2 辞任
 - 3 死亡

第5章 資産および会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区別)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産

- とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に繰り入れられる財産とする。
 - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に繰り入れられる財産とする。
 - 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産および運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは定期郵便預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、

または権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算および実績の報告）

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その同意を得なければならない。

（財産目録等の備付及び閲覧）

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録」等という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（資産総額の変更登記）

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3ヶ月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第 6 章 解散および合併

(解 散)

第 38 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決。
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決。
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 大阪府の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては、大阪府の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては、大阪府の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 39 条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 40 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 41 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府の認可を受けなければならない。

第 8 章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第 42 条 この法人は、第 35 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類
- (3) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人小出学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	小出新次郎
理事	小出 和子
理事	三浦 英夫
理事	斎藤 栄一
理事	津田 大典
理事	豊田扶美子
理事	川喜多定男
理事	伊藤美千子

2 第23条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父兄」と読み替える

3 この寄附行為は大阪府知事の認可のあった日から施行する。

この寄附行為は昭和59年3月27日から施行する。

この寄附行為は平成4年4月1日から施行する。

この寄附行為は平成6年3月24日から施行する。

この寄附行為は平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為は平成24年4月1日から施行する。

この寄付行為の変更は、大阪府認可の日（令和 2 年 6 月 3 日）から施行する。

役員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規定は、学校法人小出学園（以下「この法人」という。）の寄付行為第12条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。この役員報酬には、職員給与規定に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 無報酬とする。

(報酬等の額)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、運営状況を考慮し理事会において決定する。
運営状況によっては支給しない。

- (1) 報酬 理事長 月額100万円以下 理事 50万円以下
- (2) 賞与 理事長報酬月額×2か月以下 理事報酬月額×2か月以下
- (3) 退職慰労金 最終報酬月額×年数

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の時期はこの法人の職員給与規定に準ずる。

(費用)

第6条 役員には旅費を実費支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は評議員会の意見を聴いた上理事会の議決により行う。

附則 この規定は、令和2年4月1日より施行する。